

西部地区幼稚園教育課程研究協議会

状況報告

「幼稚園教育要領改訂案第二章・第三章」

お茶の水女子大学教授 坂元彦太郎

第二日午後（分科会）

一三・〇〇——一六・三〇

講義・質疑応答

第一分科会（会場 島根県庁講堂）

お茶の水女子大学教授 坂元彦太郎

第二分科会（会場 島根県庁会議室）

私立道灌山幼稚園長 高橋 系吾

第三分科会（会場 松江市公会堂）

東京都教育庁指導主事 安藤寿美江

第三日（会場 島根県庁講堂）

〇九・三〇——一二・〇〇 質疑応答

一二・〇〇——一二・二〇 閉会式

（備考）

第一分科会 「健康」「社会」

第二分科会 「自然」「言語」

第三分科会 「音楽リズム」「絵画製作」

第一章 総則

周知のように、このたび示された改訂案は、教育課程審議会の答申にもとづいてつくられている。したがって、改訂案の精神や内容を理解するためには、答申の内容を

参考に供しよう。

○日程および講師

第一日（会場 島根県庁講堂）

一〇・〇〇——一〇・二〇 開会式

一〇・二〇——一〇・五〇 講義

「幼稚園教育の諸問題」

文部省初等教育課課長補佐 石原秀夫

一一・〇〇——一二・〇〇 講義

「幼稚園教育要領改訂案第一章」

文部事務官 玉越 三期

一三・〇〇——一六・三〇 講義

「幼稚園教育要領改訂案第二章」

お茶の水女子大学教授 坂元彦太郎

第二日午前（会場 島根県庁講堂）

〇九・三〇——一二・〇〇 講義

「昭和三十九年度から実施する新幼稚園教育課程の趣旨徹底をはかるとともに、幼稚園教育の諸問題について研究協議し、幼稚園教育の改善充実に資する」ことを目的とする「西部地区（中・四国、九州）幼稚園教育課程研究協議会」が、十二月五日から七日まで三日間、松江市で開催された。主催は、文部省・島根県教育委員会・島根県・島根大学・松江市教育委員会、参加者は約二四〇人であったが、いずれも熱心かつ積極的であり、また、終始秩序正しく行動され、まれに見る快適な会合であった。そのうえに、各講師の先生の手引きによる指導を得ることができ、大きい成果をあげることができた。

ここに、この会の内容の概略を報告し、

よく理解しなければならぬ。

問題になった点を二、三あげてみよう。

「幼稚園教育の基本方針」の(6)に「自立」ということがあるが「自律」となっていないのは、自分でできるような具体的な行動をねらったため、あまり高度な(精神的な)ものでないことを意味している。

小学校教育との関係については、教材の程度を、少なくとも小学校より高くしないという配慮をしてあるが、形式的なせつ、かちな関連という考えには立っていない。

基本方針(7)の「個人差」は「集団の中の個人」としてとらえられるべきものであり、(8)の「生活経験」は具体的経験を意味している。また、(9)の「地域の実態に即し」ということは、有効なもの活用・欠陥の是正・流行への配慮などを含み、決して、ある特定の地域にしか通用しないせまい幼児をつくることではない。

基本方針(11)で、家庭との連絡を強調している。本来、幼稚園教育と家庭教育とは「車の両輪」のようなもので、そのいずれが欠けてもいけない。このたひの改訂案では、このような態度が強く打ち出されている。

二ページで「教育課程」について述べら

れているが、教育課程」と「指導計画」との違いについて、講師から次のように説明があった。

「教育課程」は、入園から修了までの全部のものであるが、指導計画」は、これから先の指導の計画である(過去のものは含まれない)。

「教育課程の編成」(2)で述べられているように、幼稚園の教育課程は、六領域の内容容として示された「事項」と、望ましい経験や活動(具体的・総合的な)の両面から検討し、両方を満足させるものでなければならぬ。

ここでいう「事項」とは、第二章の「健康」「社会」「自然」「言語」「音楽リズム」および「絵画製作」の各領域の内容容として挙げられている。一つのことからの意味である「健康」を例にとれば、コシツク体の1、2、3の項目も「事項」であるし、それらの中のそれぞれ(1)、(2)、(3)の項目も「事項」である。

一年間の教育日数は現行教育要領とおりになっているが、一日の教育時間については示されていない。(現行要領では四時間を標準にすることになっている)このことについては時間を示してほしいという意見が

かなりあった。また一部には、幼稚園教育の本質を全く解していないと思われる意見があった。たとえば、各領域ごとの週あたり指導時数を示してほしいといった意見である。これは、六領域を小学校の各教科と同じように解したもので、改訂案三ページ四・五行目および五・一六行目に述べられていることか全くわかっていない。しかも、「六領域」の考え方は今回の改訂案ではじめて打ち出されたものではなく、現行要領が出た時からすこしも変わっていないものである。昭和三十年以来八年を経過してな

わこのような誤解があるとは、困ったものである。「幼小一貫教育」ということを、幼稚園が小学校のマネコトをすることたというように解してはならない。事は全く逆である。小学校学習指導要領」によれば、低学年での「合科学習」を認めている。むしろ、そのことの方が望ましいのである。

この改訂案は、第一章・第二章・第三章か、それぞれ関連をもっている。だから、別々に読むのではなく、常に関連を考えながら読む必要がある。

○第二章 幼稚園教育の内容

このたひの改訂案は、告示として官報に

掲載される関係で、形式上および表現上の制約を受けている。形式は「小学校学習指導要領」に似たものになっているが、この「内容」は、小学校の場合とかなり違っている。小学校では、指導することの要点が一応「内容」として挙げられている。しかし、幼稚園の場合はそうではない。

各領域に示された「事項」は、幼稚園教育の目標（学校教育法第七十八条）を達成するために、原則として幼稚園修了までに幼児に指導することが望ましい「ねらい」を分析しその代表的なものを、簡明に示したものである。しかし、それは相互に有機的な連関があり、実際には幼児の「具体的・総合的な経験や活動」を通して達成されるものである。（ここで「目標」とは学校教育法に示された目標をいい、それをさらに具体的に示したものは「ねらい」と呼んで、「目標」と區別している。）したがって、各領域に示した「事項」がそのまま指導する内容とはならない。

二ページ六行目から「幼稚園においては、各領域に示す事項によって、全期間を通じて指導しなければならない事項の全体を見通し、望ましい幼児の経験や活動を適切に組織して、調和のとれた指導計画を作

成し」とあり、一ページ八行目から「幼稚園の教育課程の編成にあたっては……事項を組織し、幼稚園における望ましい幼児の経験や活動を選択し配列して」とある。この二つを比べてみると、指導計画の作成と教育課程の編成との間のニュアンスの違いがわかるし、また、はじめに述べたように、第一章と第二章との関連を考えて読むことの必要性がわかる。

ここで「望ましい経験や活動」とは、具体的には、基準に合致し、発達に即し、生活経験に即した経験や活動を意味している。また「経験や活動」というのは、使われている場所に応じて「経験」と解しても「活動」と解してもよい。

健康

この領域だけに限らないが、領域の名称は、便宜上つけられているに過ぎない。だから、ここに述べられている事項は、必ずしも「健康」の名称にふさわしい内容のものだけとは限らない。事項が先に作られ、名称はあとからできたものである。

挙げられている事項は、現行要領に比べて、かなり整理されて簡けつになっっている。しかし、必要なことは、ひととおり挙

げられている。（現行要領では、自明のことは挙げてない。）現行要領に比べて、「習慣形成」に関する項目は少なくなり、「運動」に関する項目は多くなった。また「安全」に関するものが重視された。しかし、三つの間に軽重の差があるわけではない。なお、「運動」については「幼稚園設置基準」を考慮されているので、簡単に書かれているが、実際にはもっといろいろなものを取り入れてよい。また、四ページ一四行目に「集団的」ということはがあるが、この「集団」は「小グループ」のことである。そうでないものについては、「学級」とか「社会的」といった表現が用いてある。

次に、現行要領にある「発達上の特徴」という項目がなくなったが、これは形式上なされたことで、発達上の特徴を考えるなというのではない。さらに、四ページ下から四行目に「上記の指導にあたっては……」というのが新しく出てきた。（各領域にある。）ここでは、指導の基本的な考え方や事項を選んだ趣旨・指導の観点や方向などが述べられている。

なお、四ページ下から三行目は一七ページ(5)に、五ページ一四行目は一八ページ(9)に、それぞれ関連している。（第二章と第

三章との関連)

字句についてすこし触れてみると、「興味や関心」「習慣や態度」といったことはがあるが、これは、前に述べた「経験や活動」の場合と同じ要領で考えればよい。疾病の処置や栄養のことについて述べるべきだという意見があつたが、「幼稚園教育要領」は、幼児を教育する内容その他を示したものである。したがって、「学校保健法」その他の規定のあるものや、おとながすべきことなどについては述べてないのが当然である。

〈社会〉

第一の事項は、自己に関するもの(望ましいパーソナリティの代表的なもの)が挙げてあり、小学校の「道徳」に関連する内容が多い。(小学校の「道徳」は、ここにだけ関連しているわけではなく、六領域全部に関連しているか)第二の事項は社会生活の習慣・態度をとりあげているが、(1)一六ページ(4)に関連)や(3)や(4)は新しくできた事項である。なお、(5)(6)は、かなり高度な要求である。しかし、集団生活をするうえで、はたいせつな内容である。第三の事項は、小学校「社会科」に関連するものを多く含

んでいる。この中の(7)の国旗に関するものは新しくできた事項である。

国旗が出てきたので「君が代」もとりあげるべきだという意見があつた。これは当然出る意見だと思う。(小学校では音楽の必修教材になっている。)

自然

現行要領に比べて、かなり大きく変わっている。

第一の事項は道徳的・愛情的な内容であり、第二の事項は自然科学へつなかるものである。そして、第三の事項は日常生活の中で当然なすべきことが挙げられている。

第四の事項は、現行要領で「言語」にあるものをここへ移し、数・量・形に関するものとしてまとめた。

なお、改訂案に対して、具体性もなく、これを現場でこなすことは困難であるという意見があつた。しかし、基準性をもたせようとする要領としてはこの意見を入れることは、現段階として無理のように思える。現場において各人が研究すべきことであらう。

〈言語〉

第一の事項は聞くこと、第二の事項は話すこと、第三の事項は正しく使うことをまとめてある。この中で新しく「日常生活に必要な簡単な標識や記号などわかる」ということが挙げられ、これに関する指導上の留意事項として文字への興味や関心に触れている。このことをせっかちに受けとって

さっそく文字の教え込みをはじめたところがあるが、それは改訂案の真意を解せぬものである。

第四の事項は、コミュニケーションに関するものがまとめられている。(必ずしも「言語」ということにはふさわしい内容ではないが)

ことばは、単なる道具ではなく、「心」のあらわれてある。したがってこの領域の指導は、ことばつかいや敬語法のようなことにたけ神経質になるのではなく、根本精神をよく考えたいものである。

音楽リズム

この領域は、ある程度の独立性をもって、第一の事項は演奏、第二の事項は動きのリズム、第三の事項は鑑賞、第四の事項は創作に関するものである。

この領域では、小学校との教材の重複を

とうするかということが問題になった。結論的にいうと、できることなら重複しない方がよい。そのためには、小学校の教材をよく研究し、小学校で扱わないような教材を選ぶことがよい。しかし、そうはいわないの、そのようなよい教材は、必ずしもたくさん揃っているわけではない。

やむを得ず重複教材を用いる場合でも、小学校でどのような扱いをされているかをよく研究し、なるべく小学校とは別の角度から扱うようにした方がよい。一方小学校に対しても、幼稚園をよく研究し、幼稚園教育の成果の上に立った小学校教育をするように要求すべきだ。

・つ注意しておきたいことは、間違いを教えないようにしたいということである。幼稚園で間違つた歌い方を教えられていると、小学校でそれかかなかなおらない楽譜を念入りに見せうえて指導したいものである。

絵画製作

第一の事項の、の、ひの、ひと、絵を、かいたり……の意味は、思ったまま感じを自由に表現させることをねらつたものである。

第二の事項の……く、ふうして表現す

るは、目的をもつて表現することを意味している。

2の(2)は「役に立つもの」を、2の(4)は「意識的構成」をそれぞれ意味し、3の(1)の「適切に」は、特性を牛かすことを、3の(3)の「しうずに」は、技術的なうまさ、それそれ意味している。

1の(5)は、高度な共同製作というようには解しない方がよい。

○第三章 指導および指導計画作成上の留意事項

ここで「教育」ということとは、指導ということとはの違ひをかんたんに述べる。教育は全体的・共通的な広い意味に用いられ、指導は、個々の具体的なことを指している。そして、意図的に知的・技術的なことを指導する小学校とちがって、幼稚園では、幼児に活動させること自体が指導であると考へたい。

第一の指導上の、一般的留意事項としては、心身の発達に即すること、幼児の生活経験に即すること、環境、特定の時期（入園・修了など）の指導、生活習慣の形成、道徳性の育成、遊び、指導の智恵と配慮、

安全指導、行事、評価などの基本的なことか述べられており、非常に重要な内容である。

第二の「指導計画作成上の留意事項」の(1)(2)は基本的なたてまえが述べられ、(3)以下はいろいろな条件に応じて調和のとれた計画が必要なが述べられている。

(6)で「いわゆる主題や單元として指導計画を作成する場合には」と述べてあるのは、主題とか單元といったものは設けてもよいし設けなくてもよいという立場から出たことではある。

○あとがき

以上は、協議会の記録を手かりに要点をまとめたものである。私自身が直接聴取できなかった時間が多いため、係員のまとめた記録にたよらざるを得なかつたことをこゝで承願したい。

(島根県教育庁指導主事

舟木 哲朗)

* * *